原発賠償に関して知っておきたい大事なポイントの 解説と、日々の生活で問題が起きた際に迷わず対応す るための予備知識をお伝えしていくコーナーです。

今回は、原発事故による損害賠償請求の紛争解決機 関である原子力損害賠償紛争解決センター(次からは「セ ンター」と省略して記載します)に、町民の皆さんか らよくいただく質問をぶつけて回答してもらいました。

もっと詳しく知りたい方は、「広報なみえお知らせ版 (10月15日発行)」折込のチラシもあわせて読んでみて ください。

ら進めていきますので、ご心配い

査官(弁護士)が事情を伺いなが

ただかなくても結構です。

メリットもあると思われます。 を適切に整理してくれるといった ど代理人が行ってくれますし、 立てをした場合、申立書の作成な ご本人申立てをされる場合、 人が事実、証拠、法的根拠など 方、弁護士を代理人として申 代 申

町民の皆さんから よくいただく質問

いつかためになる

井上 弁護士

産業・賠償対策課 主幹 (所属:第二東京弁護士会)

方を聞きたい時は、上記のフリー

また、申立方法や申立書の書き

承っております。



くらいかかりますか? できれば自分で申立てをし たいのですが、費用はどれ

ないのでしょうか?

司法書士に頼まないとでき ADRの申立ては弁護士や

担いただくことになります。 するための交通費等は各自にご負 申立後の電話代、審理期日に出席 出する書類のコピー代、郵送料、 せん(無料)。ただし、申立書と提 ▶ る手数料はいただいておりま 申立て・和解の仲介に関す

多くが和解成立となっています。

こ本人申立てでも、センターの調

7割は代理人の付いていない本人

センターへの和解仲介申立ての約

ことが可能です。ちなみに、

ご本人だけで申立てをする

申立てですし、ご本人申立てでも

とはありませんか? ンターが手助けしてくれるこ うんざりです。紛争解決セ また複雑な書類を書くのは

くない方が書いた申立書も受

センターでは、

法律に詳

相談はこちらまで

■福島県弁護士会 原子力発電所 事故被害者救済支援センター Tel 024 (533) 7770

*受付窓口 (平日10時~15時)

■震災法テラスダイヤル 00 0 1 2 0 (0 7 8 3 0 9)

*福島市・二本松市・双葉郡 広野町に相談できる事務所 があります。 県外の法テラスも紹介して もらえます。

問產業賠償対策課賠償支援係

く、相談に行くことができ ご相談については、 原子力

のですが? も平日に出席するのは難しい ません。また、申立てをして 損害賠償支援機構が、 福島県

金額などの相談についてはお受け の代行、損害賠償請求の可否・請求 ヤルでご案内しています。ただ 事務所・支所の窓口やフリーダイ していませんので、 し、センターでは、申立書の記載 の一般的な書き方については、各 付します。申立ての方法や申立書 ご理解願いま

付に備え付けているほか、セン

ターのホームページからダウン

ロードもできます。このほか、

東京事務所、福島事務所、4支所

センターの各事務所

(県北、会津、いわき、相双)

を受けてみるという方法もありま

集・整理をしてくれます。福島県 が申立書の作成や証拠書類の収 や原子力損害賠償支援機構、弁護 士会などが実施している無料相談 へとして申立てを行えば、 代理人 弁護士や司法書士を代理

時から17時まで)にて、郵送によ

センターのフリーダイヤルのり

120(377)155 (平日10

る申立書用紙の送付のご依頼も

平日は仕事を休むのが難し

の窓口にお問い合わせください。 支所(県北、会津、いわき、相双) ダイヤルまたは、福島事務所、

と地図は、「広報なみえお知らせ版

福島事務所および4支所の住所

パンフレットに記載されています。 (10月15日発行)」 折込のセンターの

> 能です。 席できない場合には、弁護士等に や支所に出向いていただいてテレ 能であれば、平日に、福島事務所 応できることがほとんどです。可送をすることによって、審理に対 宅や勤務先からの電話や書類の郵 内各地で土曜日や日曜日にも相談 ビ会議で審理に参加することも 0120 (330) 540ので、問い合わせをしてください。 会を開催している場合もあります そのほか、 また、申立て後は、平日に、ご自 (受付時間:9時~17時、 祝日も受付しています。) 申立て後の審理に出 日

法人の全部事項証明などが必要と めています。委任状、戸籍謄本、 社員などを代理人とすることを認 族・同居の親族・法人の場合には ことができます。 り、家族に代理人となってもらう 依頼して代理人となってもらった が、センターでは、三親等内の親 家族等の代理人についてです

TEL 0243 (62) 0167